

海外会計・監査調査研究基金資産（岡本ファンド）による 海外派遣の募集について

協会では、このたび、海外会計・監査調査研究基金資産運営要領に基づく海外派遣の募集を実施いたします。

海外会計・監査調査研究基金資産（岡本ファンド）は、1993年7月に故・岡本丸夫会員（兵庫会）からの寄付金1億円をもって、海外研修の機会が十分でない公認会計士の方に、アジアを中心にその機会を提供するとともに、現地進出日系企業の経営活動がどのような環境下で行われているかの理解を深めること等を趣旨として当協会に設けられました。基金の使途目的は、「会員の監査能力向上のため、海外における日本企業（合弁会社を含む。）の経営及び会計に関する調査・研究等（会員の海外派遣及び研修を含む。）とする。」（海外会計・監査調査研究基金資産運営要領第3条）となっています。

当該基金では、現地大学での研修を中心とする形式での海外派遣を実施しており、2008年以降100名を超える会員を中国（北京）の中央財経大学及びシンガポールの南洋理工大学へ派遣しています。

詳細は募集要項のとおりですので、派遣を希望する方は、当該基金及び募集要項の趣旨をご理解いただいた上、ご応募くださるようお知らせする次第です。

なお、応募締切りは、2019年3月29日（金）必着です。

（海外会計・監査調査研究基金資産運営委員会
委員長 北澄和也）

海外会計・監査調査研究基金資産による 海外派遣募集要項（2019年度）

1. 派遣先

2019年度はシンガポールの南洋理工大学に派遣いたします。

研修費等の直接研修に必要な経費は協会にて負担しますが、個人に係る費用や夕食代は自己負担といたします。

2. 募集人数

6名程度

6. 応募資格

(1) 原則として、応募時点で満50歳以下の公認会計士。

3. 派遣期間

2019年9月1日（日）～9月7日（土）

(2) 海外会計・監査調査研究基金資産の趣旨に賛同し、かつ現地の日本企業の経営活動を理解するために、その国の会計及び監査等を積極的に学ぼうとする意欲ある方等で海外研修の機会が十分でない公認会計士の方を対象といたします。

4. 研修内容及び研修目的

派遣前に行う国内研修で習得した知識を基礎として、現地大学にて本研修用の講義を受講し、現地の会計・監査制度、税制、経済情勢等を学習することにより、現地進出日本企業の経営活動がどのような環境下で行われているかの理解を深めること等を研修の主目的といたします。

(3) 現地大学での講義は、原則すべて英語による講義となるため、ある程度の英語力（目安として、TOEIC730点以上）が必要となります。

※英語の講義には日本語の通訳は付きません。

5. 派遣費用について

現地研修費、大学内施設宿泊費（朝食・昼食含む。）、旅費、保険料、国内交通費、国内

7. 応募方法

所定の申込書に次の書類を添えて郵送にて

お申し込みください。

- (1) 履歴書（書式不問）
- (2) 職務経歴書（書式不問）
- (3) 応募動機（A 4 版 1～2 枚程度、書式不問）
- (4) TOEIC 公式認定証の写し（過去 3 年以内に取得したもの）

8. 応募締切日

2019年3月29日（金）必着

9. 選考及び決定

応募された方の中から、海外会計・監査調査研究基金資産運営委員会（以下「委員会」という。）による書類審査及び面接を経て派遣者を決定いたします。

なお、派遣者の選考に当たっては、当該基金の趣旨に鑑み、中小・個人事務所に勤務しており、海外経験を積む機会が少ない会員を優先させていただきます。

また、選考結果については応募者全員に通知いたします。選考の後、派遣が決定した方に対しては、その後協会に対して提出が必要となる書類等についてご連絡をいたします。

10. 面接予定日

2019年6月4日（火）

時間は追ってお知らせします。また、予備日は原則的に設けておりません。

11. 結団式及び事前研修等

派遣決定者は派遣に先立ち、事前準備として、結団式、国内研修会及び事前打合せ会に必ず参加していただきます。日程は以下のとおりです。

- (1) 結団式：6月18日（火）
- (2) 国内研修会：7月～8月初旬に実施
- (3) 事前打合せ会（1～2回程度）

12. 帰国後の報告

派遣者は、海外会計・監査調査研究基金資産運営要領第5条に基づき、帰国後、その概要を委員会に報告していただきます。

なお、2018年度海外派遣の報告（概要）は『会計・監査ジャーナル』2019年2月号に掲載しており、報告書（全文）は協会図書資料室で閲覧いただけます。

13. 派遣決定の取り消し

派遣の決定後、健康上の理由、相手国の受入状況等不適当な事由が生じた場合は、派遣を取り消すことがあります。

14. 現地での行動について

研修に当たっては、団体行動を含め、その他本件派遣に係る諸事項について誓約書に署名していただきますので、予めご承知おきください。また、協会あるいは旅行会社等の随行者はつきませんので、ご了承ください。

15. 申込み、問合せ先

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1
日本公認会計士協会 総務・法務グループ
Tel: 03-3515-1120 Fax: 03-5226-3351
E-mail: jicpa-okamoto@sec.jicpa.or.jp

以上

【備考】海外会計・監査調査研究基金資産運営要領（一部抜粋）

第3条 基金資産の用途目的は、会員の監査能力向上のため、海外における日本企業（合弁会社を含む。）の経営及び会計に関する調査・研究等（会員の海外派遣及び研修を含む。）とする。

第5条 第3条による調査・研究等のため、海外に派遣された者は、事後、可及的速やかに海外会計・監査調査研究基金資産運営委員会に、その概要を報告するものとする。